

## 乙第4号証の上

平成22年11月25日

〒655-0022

兵庫県神戸市中央区元町通6丁目7番10号

元町関西ビル3階

かげやま司法書士事務所内

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

代表者理事 清水 岩 殿

〒100-0011

東京都千代田区内幸町一丁目1番7号

NBF日比谷ビル16階

さくら共同法律事務所

TEL: 03-5511-4400

FAX: 03-5511-4414

株式会社東京法経学院

代理人弁護士 河合 弘之

同 松尾 慎祐

同 米田 圭吾

## 連絡

## 前略

当職らは、株式会社東京法経学院（以下「当社」といいます。）を代理して、貴法人が当社に対して平成22年11月11日付「訴状」（以下「本件訴状」といいます。）により訴えを提起した件につき、以下のとおりご連絡を致します。

当社は、従前より、受講生が講座解約の申し入れを行った場合、これに応じる運用を行ってきております。ただ、パンフレット、入学申込書（以下「パンフレット等」といいます。）や当社ホームページ掲載の講座受講規定（以下「当社受講規定」といいます。）の一部に従来の記載が残っていたため、貴法人において当社の運用について誤解をされているものと思料致します。

当社は、当社・受講者間の講座受講契約については、当社受講規定によることとし（当社受講規定第1条）、このうち「解約・返金等」について定めた第5条については別紙のとおり改訂し、実質的に受講生からの自由な解約を認める記載となっております（以下「本件改訂」といいます。）。

また、当社の講座受講に関するパンフレット等に、一旦納入した学費は理由を問わず返金しない旨の文言が

記載されていた時期がありましたが、本日までに当社保有の全てのパンフレット等について上記趣旨の文言は削除し、または上記趣旨の文言が記載されたパンフレット等を破棄しております（本件訴状において貴法人ご指摘の「司法書士本科」パンフレット及び申込書についても、大阪校にて誤って作成されたもので、現時点においては上記趣旨の文言がないものに全て差し替えております。）。

以上を前提として、本件訴状について以下のとおり当社の意見を述べます。

#### 1 請求の趣旨第1項について

当社・受講者間の講座受講契約については、本件受講規定及び各種パンフレット・受講証等の定めが適用されるところ（本件受講規定第1条）、上記で述べたように、現在、本件受講規定第5条は別紙のとおりであり、また、パンフレット等に理由のいかんを問わず返金しない旨の記載はないので、本件受講規定及び各種パンフレット・受講証等に本件訴状別紙規定条項目録1、2または3記載の条項（以下「本件問題条項」といいます。）は含まれておらず、当社は受講生との間で本件問題条項を含む契約は締結することはありません。

#### 2 請求の趣旨第2項について

当社は、現在、上記1のとおり本件問題条項を記載した講座受講規定、講座申込書等の取引書類については既に持っておらず、したがって廃棄することはできません。

#### 3 請求の趣旨第3項について

上記1のとおり、現在当社のウェブページに本件問題条項を記載した電磁的記録はないので、削除することはできません。

#### 4 請求の趣旨第4項について

当社・受講者間の講座受講契約については、本件受講規定及び各種パンフレット・受講証等の定めが適用されるところ（本件受講規定第1条）、解約・返金等に関する本件受講規定第5条第1項（別紙参照）は受講生の解除権を制限しておらず、その他受講生の解約を制限する条項は見当たらないので、当社は受講生との間で受講生からの解約を制限する条項を含む契約を締結することはありません。

#### 5 請求の趣旨第5項について

上記のとおり本件受講規定及びパンフレット等には受講生からの受講契約の解約を制限する条項は記載されておらず、当社は受講生からの受講契約の解約を制限する条項を記載した講座受講規定、講座申込書等の取引書類を消費者に今後配布することはありません。

#### 6 請求の趣旨第6項について

当社ホームページ記載の本件受講規定のうち、解約・返金等に関する本件受講規定第5条第1項（別紙参照）は受講生の解除権を制限しておらず、その他受講生の解約を制限する条項は見当たらないので、受講生からの受講契約の解約を制限する条項を記録した電磁的記録は当社のウェブページには掲載されておりませんし、今後も掲載することはありません。

以上のとおり、本件訴状第1「請求の趣旨」記載の事項は、いずれも既に実現されていることをご報告させていただくとともに、当社に対する対応についても、以上の点も含めてご考慮されるようお願い申し上げます。

なお、本件に関する今後のご連絡につきましては、当職ら代理人宛になされるようお願い申し上げます。

草々

+ (別紙)

## 第5 【解約・返金等】

(1)お客様は、受講申込後においては、お客様ご本人の死亡、重大な疾病による受講不能（医師の診断書を提出していただきます。）、経済的事情による受講不能、その他個人的事由により当該講座を受講できないと受講生またはその法定代理人が判断した場合には、申込の撤回・取消および受講契約の取消・解約等により、返金を請求することができます。

(2)お客様からの受講契約の取消・解約等のお申し出により返金する場合、以下の基準に従って返金額を決定するものとします。

[1]受講申込後で講座開始前（通信講座の場合、当学院からの発送前）の取消・解約等

<5万円以上の講座の場合>

受領済受講料から、10,000円を差引いた額

<5万円未満の講座の場合>

受領済受講料から、受講申込講座の当学院所定の正規価格（割引を含まない）の20%に相当する額を差引いた額

[2]講座開始後（通信講座の場合、当学院からの発送後）の取消・解約等

<通学講座の場合>受領済受講料から、①取消・解約等のお申し出までに講義スケジュールに従い実施済の講義部分に相当する受講料および配布した教材の部分を差引いた額。および②3万円または①の残額の20%に相当する額のいずれか低い額を①の残額から差引いた額

<通信講座の場合>①受講申込講座に関する当学院所定の発送スケジュールに従い、取消・解約等お申し出時までの期間および発送済の通信講座の教材等の部分を差引いた額。および②3万円または①の残額の20%に相当する額のいずれか低い額を①の残額から差引いた額。

(3)お客様の手違い等により受講料等を所定の金額より多くお支払になった場合には、過払相当額を銀行振込または郵便振替（手数料を差引ります）で返還するものとし、現金による返金には応じられませんので、予めご注意ください。

(4)各校事務局の窓口以外の書店等で受講料をお支払いになった場合の手違い（受付ミス等）については、当社は一切責任を負いません。

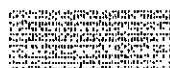
(5)特定商取引に関する法律（以下、「特商法」という。）の定める特定継続的役務提供に該当する講座の取消・解約につきましては、特商法および同法関連の政令・規則等の定めによるものとします。

## 差出人

〒100-0011 東京都千代田区内幸町一丁目1番7号NBF日比谷ビル16階さくら共同法律事務所  
株式会社東京法経学院弁護士 河合弘之・同 松尾慎祐・同 米田圭吾  
(付記)

## 受取人

〒655-0022 兵庫県神戸市中央区元町通6丁目7番10号元町関西ビル3階かけやま司法書士事務所内  
特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット 代表者理事 清水 延 殿



この郵便物は平成22年11月25日  
第10376630611号書留内容証明郵便物  
として差し出したことを証明します。  
郵便事業株式会社  
受付通番: 2010112517551700100000 号

5 / 5 頁

